

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1-1	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則については、各省庁の所管ごとに同様の規則が定められている。今回は、経済産業省の所管に係る規則の改正であるが、他省庁の所管に係る規則についても、今後同様の改正が行われる予定でしょうか。</p>	<p>他省庁の所管に係る規則の改正については、各省庁の判断となります。</p>
1-2	<p>規則第5条第4項及び第5項において、電磁的記録による処分通知を行うときの電子証明書については不要と改正する一方、電磁的記録による作成については電子証明書を従来どおり必要としている。なぜ、この違いが生じているのでしょうか。</p>	<p>今回の改正は、地方公共団体からの改正要望も踏まえ処分通知等に関する規定の見直しを行うものであることから、「電磁的記録による作成」についての改正は含めておりません。</p>
1-3	<p>規則第11条の改正の趣旨として、「行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」の規定では、クラウド上でのデータ作成・保存が法規上不可能という認識によるものでしょうか。それとも、従来の規定においてもクラウド上でのデータ作成・保存は可能であるが、今後はクラウド上でのデータ作成・保存を推進していくことを明確化するために行うものという認識によるものでしょうか。いずれか（又はその他の認識によるものか）ご教示ください。</p>	<p>現行の規則第11条における「磁気ディスク（・・・）」という規定においても、電磁的記録の作成等にクラウドサービス等を利用することは解釈上許容されます。しかしながら、この規定では、クラウドサービス等の利用の可否が必ずしも明確ではないことから、明確化のために改めることとしています。また、改正後の規則第11条は、少なくとも国内での生産が中止されており一般に流通していないもの（現在においてはフロッピーディスクが該当）により作成等を行うことを排する旨も含意しております。</p>
2	<p>国民・事業者等からの行政機関等への申請手続等のオンライン化を重点的に進めているとの事だが、機密性の高い情報に関わってくる申請にあたっては、どのようにオンライン申請をさせる予定なのか、あるいは機密性の高い情報はオンライン申請の対象外とするのか。</p>	<p>「機密性の高い情報」の示すところが明らかではありませんが、行政機関への申請等においては、基本的に個人情報等の機密性の高い情報を含んでいるところ、オンライン申請においても適切な運用を実施しております。</p>

	<p>オンライン申請させるにあたって、経済産業省システムのセキュリティがどの程度担保されているのか、検討状況含めて説明してください。</p>	<p>なお、経済産業省では、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、情報システムを適切に構築・運用しております。</p>
<p>3-1</p>	<p>第2条第2項第3号に新設するハは「地方公共団体が・・・運営するもの」と読めば良いのか、あるいは「地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために」と読めば良いのか。前者の場合、現在「地方公共団体組織認証基盤」と呼ばれている J-LIS が運営している認証基盤は対象にならないことになるため、後者の理解に立つとすれば、LGPKI と目的を同じくして民間企業等が運営する認証基盤が登場した際、それもこの定義に含まれることになるかと考えて良いか。</p>	<p>改正案第2条第2項第3号ハについては、後者の「地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために」と読みます。なお、LGPKI と目的を同じくする民間企業等が運営する認証基盤が同号における地方公共団体組織認証基盤に該当するかどうかは、当該認証基盤の目的や内容を踏まえて個別に判断することとなります。</p>
<p>3-2</p>	<p>第4条及び第8条の改正の趣旨を明らかにされたい。</p>	<p>第4条の改正については、同条の「申請等をする者の使用に係る電子計算機」が第3条に規定する「申請等をする者の使用に係る電子計算機」を示していることを明確化するために改めることとしています。</p> <p>また、第8条の改正については、「申請等に対する諾否の応答として」処分通知等をオンラインで行う場合のみが規定されているところ、いわゆる申請等に基づかない処分通知等についてもオンライン化を可能にするため、同条の「申請等に対する諾否の応答」を削ることとしています。</p>